

(看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千八年十二月二十五日に署名され、二千九年十月一日に効力を生じた経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定(以下「JVEPA」という。)第七十九条及び附属書七第一部Bの規定に従い日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)政府の代表者との間で行われた最近の協議に言及する光榮を有します。本大臣は、更に、次の取極を日本国政府に代わって提案する光榮を有します。

I 日本国において看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事するベトナムの自然人の入国及び一時的な滞在

1 附属書一に定める要件を満たすベトナムの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のい

ずれかの活動に従事しようとするものについては、2に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 国家試験に合格することにより日本国の法令に基づく看護師（以下「日本国の看護師」という。）としての資格を取得することを目的とする次の(i)及び(ii)の活動

(i) (ii)の活動のための準備の課程を履修する活動

(ii) 病院における日本国の看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動。ただし、当該活動が日本国の法令に基づいて当該病院を設立している日本国にある公私の機関（11(a)(i)に規定する日本国の調整のための機関が紹介したものに限り。）との間の雇用契約に基づいて行われることを条件とする。

(b) 国家試験に合格することにより日本国の法令に基づく介護福祉士（以下「日本国の介護福祉士」という。）としての資格を取得することを目的とする次の(i)及び(ii)の活動

(i) (ii)の活動のための準備の課程を履修する活動

(ii) 介護施設における日本国の介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する

活動。ただし、当該活動が日本国の法令に基づいて当該介護施設を設立している日本国にある公私の機関（11(a)(i)に規定する日本国の調整のための機関が紹介したものに限り。）との間の雇用契約に基づいて行われることを条件とする。

(c) 国家試験に合格することにより日本国の介護福祉士としての資格を取得することを目的とする次の(i)及び(ii)の活動

(i) (ii)の活動のための準備の課程を履修する活動

(ii) 日本国の法令に基づいて日本国にある公私の機関（11(a)(i)に規定する日本国の調整のための機関が紹介したものに限り。）によって設立された日本国の介護福祉士の養成のための施設における養成を
通じた必要な知識及び技術を修得する活動。ただし、当該活動が当該養成のための施設への入学の許可に基づいて行われること及び当該養成のための施設における養成の課程の期間が四年を超えないことを条件とする。

注釈 日本国政府は、(a)から(c)までに規定する活動について、様式その他の関連する情報をベトナム政府に対し通報する。

- 2 1に規定する入国及び一時的な滞在については、日本国政府は、一年間の滞在を許可する。この期間は、
- (a) 1(a)の場合には、一年ずつ二回に限り更新することができる。
 - (b) 1(b)の場合には、一年ずつ三回に限り更新することができる。
 - (c) 1(c)の場合には、1(c)(ii)に規定する養成のための施設における養成の課程の修了のために必要な期間まで更新することができる。
- 3 (a) 次のいずれかの期間に国家試験に合格することにより日本国の看護師としての資格を与えられたベトナムの自然人については、日本国における一時的な滞在の間に日本国にある公私の機関との間の雇用契約に基づいて日本国の看護師として業務に従事するため、三年までの期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。
- (i) 1(a)の規定に基づく一時的な滞在の間
 - (ii) 1(a)の規定に基づく一時的な滞在の間に日本国の看護師としての資格が与えられなかった後の期間
- (b) 次のいずれかの期間に国家試験に合格することにより日本国の介護福祉士としての資格を与えられた

ベトナムの自然人については、日本国における一時的な滞在の間に日本国にある公私の機関との間の雇用契約に基づいて日本国の介護福祉士として業務に従事するため、三年までの期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(i) 1 (b)又は1 (c)の規定に基づく一時的な滞在の間

(ii) 1 (b)又は1 (c)の規定に基づく一時的な滞在の間に日本国の介護福祉士としての資格が与えられなかった後の期間

注釈 この3の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されるに当たっては、(a) (i)若しくは(b) (i)の規定に該当し、かつ、再入国の許可を取得することなく日本国を出国したベトナムの自然人又は(a) (ii)若しくは(b) (ii)の規定に該当するベトナムの自然人は、日本国への入国に際し、次の(a)及び(b)の条件を満たすものとする。

(a) 11 (b) (i)に規定するベトナムの調整のための機関によって実施された募集過程を経た者であること。

(b) 日本国にある公私の機関（11 (a) (i)に規定する日本国の調整のための機関が紹介したものに限

る。)との間の雇用契約を締結した者であること。

4 1 (a) (ii)に規定する病院、研修、日本国にある公私の機関及び雇用契約、1 (b) (ii)に規定する介護施設、研修、日本国にある公私の機関及び雇用契約、1 (c) (ii)に規定する養成のための施設、養成及び日本国にある公私の機関並びに3に規定する日本国にある公私の機関及び雇用契約については、日本国政府がベトナム政府に対し通報する条件を満たすものとする。

5 1 又は3の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可されるベトナムの自然人の日本国への入国に際し、ベトナム政府は、当該ベトナムの自然人に関する情報、1 (a) (ii)、1 (b) (ii)、3 (a)若しくは3 (b)に規定する日本国にある公私の機関又は1 (c) (ii)に規定する養成のための施設の名称及び住所並びに日本国政府が要求する他の必要な情報を、外交上の経路を通じて、日本国政府に対し書面により通報する。

II ベトナムにおいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する日本国の自然人の入国及び一時的な滞在

6 附属書二に定める要件を満たす日本国の自然人であつて、ベトナムにおける一時的な滞在の間にベトナムの法令に基づく看護師としての認定を受けることを目的として、ベトナムにある病院(11 (b) (ii)に規定す

るベトナムの調整のための機関が紹介したものに限る。)におけるベトナムの法令に基づいて認定された看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動に従事しようとするものについては、一年間(この期間は、必要な場合には、一回に限り一年更新することができる。)、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該活動が当該病院との間のベトナムの法令に基づく雇用契約に基づいて行われることを条件とする。

7 6の規定に基づく一時的な滞在の間にベトナムの法令に基づき看護師として認定された日本国の自然人については、ベトナムにおける一時的な滞在の間にベトナムにある医療機関との間のベトナムの法令に基づく雇用契約に基づいてベトナムの法令上の看護師として業務に従事するため、三年間(この期間は、更新することができる。)、入国及び一時的な滞在が許可される。

注釈 この7の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されるに当たっては、同規定に該当し、かつ、再入国の許可を取得することなくベトナムを出国した日本国の自然人は、ベトナムへの入国に際し、次の(a)及び(b)の条件を満たすものとする。

(a) 11(a)(ii)に規定する日本国の調整のための機関によって実施された募集過程を経た者であるこ

と。

(b) ベトナムにある医療機関（11(b)(ii)に規定するベトナムの調整のための機関が紹介したものに限り。）との間のベトナムの法令に基づく雇用契約を締結した者であること。

8 6に規定するベトナムにある病院、研修及び雇用契約並びに7に規定するベトナムにある医療機関及び雇用契約については、ベトナム政府が日本国政府に対し通報する条件を満たすものとする。

9 6又は7の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可される日本国の自然人のベトナムへの入国に際し、日本国政府は、当該日本国の自然人に関する情報、6に規定するベトナムにある病院又は7に規定するベトナムにある医療機関の名称及び住所並びにベトナム政府が要求する他の必要な情報を、外交上の経路を通じて、ベトナム政府に対し書面により通報する。

10 日本国の介護福祉士に相当する資格がベトナムにおいて設けられる場合には、ベトナム政府は、日本国政府と協議を行う。

III 一般条項

11(a) 日本国政府は、次の(i)及び(ii)に規定する日本国の調整のための機関をベトナム政府に対し通報する。

(i) 1又は3の規定に基づき日本国への入国及び日本国における一時的な滞在を許可されるベトナムの自然人の受入れに関する一の調整のための機関

(ii) 6又は7の規定に基づきベトナムへの入国及びベトナムにおける一時的な滞在を許可される日本国の自然人の送出しに関する一の調整のための機関

注釈 日本国政府は、ベトナム政府に対し、(i)及び(ii)に規定する調整のための機関として単一の機関を通報することができる。

(b) ベトナム政府は、次の(i)及び(ii)に規定するベトナムの調整のための機関を日本国政府に対し通報する。

(i) (a) (i)に規定するベトナムの自然人の送出しに関する一の調整のための機関

(ii) (a) (ii)に規定する日本国の自然人の受入れに関する一の調整のための機関

注釈 ベトナム政府は、日本国政府に対し、(i)及び(ii)に規定する調整のための機関として単一の機関を通報することができる。

(c) 両政府は、次のことを確保する。

- (i) (a) (i)に規定する日本国の調整のための機関と(b) (i)に規定するベトナムの調整のための機関との間で、当該日本国の調整のための機関が(a) (i)に規定するベトナムの自然人を1 (a) (ii)、1 (b) (ii)、1 (c) (ii)、3 (a) 又は3 (b)に規定する日本国にある公私の機関に紹介することについての契約を締結すること。
- (ii) (a) (ii)に規定する日本国の調整のための機関と(b) (ii)に規定するベトナムの調整のための機関との間で、当該ベトナムの調整のための機関が(a) (ii)に規定する日本国の自然人を6に規定するベトナムにある病院又は7に規定するベトナムにある医療機関に紹介することについての契約を締結すること。
- (d) 各締約国の政府は、(a) 又は(b)に規定する自国の調整のための機関が、自国の関連する政府当局による許可その他の自国において効力を有する法令の要件に従ってそれぞれの活動を行うことを確保する。
- 12 (a) 一方の締約国の政府は、次の(i) 又は(ii)に掲げる規定に基づき自国への入国及び自国における一時的な滞在を許可される他方の締約国の自然人の年間最大人数を決定することができる。
 - (i) 当該政府が日本国政府である場合には、1の規定
 - (ii) 当該政府がベトナム政府である場合には、6の規定
- (b) 一方の締約国の政府は、この取極に基づく入国及び一時的な滞在の許可に基づき自国に滞在する他方

の締約国の自然人の最大人数を決定することができる。

(c) 一方の締約国の政府は、自国の社会又は労働市場に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合には、(a)又は(b)に規定する人数に関して必要と認める他の決定（この取極に基づく約束の実施の一時的な停止を含む。）を行うことができる。

(d) 一方の締約国の政府は、(a)、(b)又は(c)の規定に従って行う決定を、当該決定の実施の前に他方の締約国の政府に対し通報する。一方の締約国の政府は、(c)の規定に従って決定を行う場合には、その通報の時と当該決定が実施される時との間に九十日の期間を置くよう努めるとともに、迅速なかつ相互に満足すべき解決を得るために、その通報の後遅滞なく他方の締約国の政府と協議を開始するよう努める。

13 (a) 一方の締約国の政府は、この取極に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の自然人に対し、入国前に、適当な査証又はこれに相当するもの及び必要な場合には当該一方の締約国の権限のある当局により与えられる関係する就労許可その他当該一方の締約国の政府が要求する必要な文書を取得することを要求することができる。

(b) 一方の締約国の政府は、入国及び一時的な滞在に適用される自然人の移動に関する自国の法令に従わ

ない他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在を拒否する権利を留保する。

14 両政府は、この取極の実施のために相互に協力し、及び協議する。そのような協力及び協議は、両政府の相互の同意により、J V E P Aに基づいて開催される自然人の移動に関する小委員会の会合の機会に行うことができる。

15 両政府は、いずれか一方の政府が提起した問題に取り組み、及びこの取極の実施の効果を高めるため、この取極に基づく最初のベトナムの自然人の日本国への入国の日の五年後に一般的な見直しを行うものとし、その後においては五年ごとに行う。

16 この取極は、両政府間の書面による合意によって改正することができる。

17 この取極は、各締約国において効力を有する法令に従って実施される。

18 附属書一及び附属書二は、この取極の不可分の一部を成す。

19 この取極の適用上、

(a) 「締約国」とは、日本国又はベトナム社会主義共和国をいう。

(b) 「締約国の自然人」とは、締約国内に居住しているか否かを問わず、当該締約国の法律の下で当該締

約国の国民である自然人をいう。

本大臣は、更に、この書簡及びベトナム社会主義共和国政府に代わって前記の取極を確認する閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意が閣下の返簡の日付の日の後六十日目の日に効力を生じ、いずれか一方の政府による書面による終了の通告の受領の日の後六箇月が経過する時まで効力を有するものとすることを提案する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年四月十七日に東京で

日本国外務大臣 玄葉光一郎

ベトナム社会主義共和国

商工大臣 ヴー・ファイ・ホアン閣下

附属書一

- (1) 国家試験に合格することにより日本国の看護師としての資格を取得することを目的とする入国及び一時的な滞在を1(a)の規定に基づき許可されるベトナムの自然人は、次の(a)から(e)までに定める要件を満たすものとする。
 - (a) ベトナムの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であつて、ベトナムの一般看護師の認定証を取得しているものであり、かつ、ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者であること。
 - (b) 少なくとも二年間ベトナムの一般看護師としての実務経験 (a)に規定する看護の課程を修了した後の九箇月の実習期間の経験を含む。)を有する者であること。
 - (c) 日本語の能力に関し、次の(i)又は(ii)のいずれかの要件を満たす者であること。
 - (i) 日本語能力試験 (以下「JLPT」という。)のN1又はN2に合格していること。
 - (ii) JLPTのN3に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

ること。

注釈 この(c)に定める要件は、この取極に基づく最初のベトナムの自然人の日本国への入国の日の五年後に、日本国政府により、ベトナム政府との協議の後見直され、必要な場合には変更される。

- (d) 11(b)(i)に規定するベトナムの調整のための機関によって実施された募集過程を経た者であること。
- (e) 日本国政府が指定する日に日本国に入国する者であること。

(2) 国家試験に合格することにより日本国の介護福祉士としての資格を取得することを目的とする入国及び一時的な滞在を1(b)又は1(c)の規定に基づき許可されるベトナムの自然人は、次の(a)から(d)までに定める要件を満たすものとする。

- (a) ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者であること。
- (b) 日本語の能力に関し、次の(i)又は(ii)のいずれかの要件を満たす者であること。
 - (i) JLPTのN1又はN2に合格していること。
 - (ii) JLPTのN3に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

注釈 この(b)に定める要件は、この取極に基づく最初のベトナムの自然人の日本国への入国の日の五

年後に、日本国政府により、ベトナム政府との協議の後見直され、必要な場合には変更される。

(c) 11(b)(i)に規定するベトナムの調整のための機関によって実施された募集過程を経た者であること。

(d) 日本国政府が指定する日に日本国に入国する者であること。

注釈 日本国政府は、ベトナムにおける二年制の看護の課程を修了したベトナムの自然人について、ベ

トナム政府が介護に関する追加的な研修の課程を導入し、かつ、当該追加的な研修の課程を修了することが日本国において日本国の介護福祉士としての資格を取得するための国家試験を受験するために履修することが義務付けられている通常の研修の課程を修了することと同等であると日本国政府が認めることを条件として、当該ベトナムの自然人に対し入国及び一時的な滞在を許可する可能性について検討する。両政府は、早期に結論に達するため、JVEPAに基づき設置された自然人の移動に関する小委員会において引き続きこの問題に関する討議を行う。

附属書二

ベトナムの法令に基づく看護師としての認定を受けることを目的とする入国及び一時的な滞在を6の規定に基づき許可される日本国の自然人は、次の(a)から(e)までに定める要件を満たすものとする。

- (a) 日本国の看護師であり、かつ、日本国における三年制又は四年制の集中的な看護の課程の卒業証書を取得した者であること。
- (b) 少なくとも二年間日本国の看護師としての実務経験を有する者であること。
- (c) ベトナムの保健大臣が指定し、及び承認した医療訓練機関が発行するベトナム語の能力についての証明書を取得し、又は附属書一(1)(c)に規定する日本語の試験と同等のベトナム語の試験に合格した者であること。
- (d) 11(a)(ii)に規定する日本国の調整のための機関によって実施された募集過程を経た者であること。
- (e) ベトナム政府が指定する日にベトナムに入国する者であること。

(ベトナム側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千十二年四月十七日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、ベトナム社会主義共和国政府に代わって前記の取極を確認する光栄を有するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意がこの返簡の日付の日の後六十日目の日に効力を生じ、いずれか一方の政府による書面による終了の通告の受領の日の後六箇月が経過する時まで効力を有するものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年四月十八日にハノイで

ベトナム社会主義共和国

商工大臣 ヴー・ファイ・ホアン

日本国外務大臣 玄葉光一郎閣下